

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款  
暴力団排除条項の改正 新旧対照表

新	旧
<p>第26条〔解除権の行使〕 第1項 ④ 乙が以下の一にあたる時。</p> <p>イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>⑤ 前各号のほか、乙の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>第26条〔解除権の行使〕 第1項 ④ 前各号のほか、乙の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>
<p>第3項 ⑥ 甲が以下の一にあたる時。</p> <p>イ 役員等（甲が個人である場合にはその者を、甲が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>⑦ 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>	<p>第3項 ⑥ 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>